

十一 発行 利 行 価 率	九 発行 行 日	八 振替 額	七 最低 額面 金	六 払込 金額	五 発行 金額	四 発行 方法	三 振替 法の 適 用 等	二 法律 及び そ の 項	一 名 稱 及 び 記 号	平 成 十 五 年 五 月 九 日	成 十 五 年 四 月 二 十 一 日	省 令 第 三 十 号	国 債 の 発 行 等	財 務 省 告 示 第 三 百 十 五 号	
年〇・一パーセント	平成十五年四月二十一日	振替の記載又は記録による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとする。	五万円	七十九億六千三百九十二万円	額七百九十九億九十九億九十九億円	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金額に金運用基金に寄託された資金による引受け	法律（平成十二年法律第十八号）国民年金法等の一部を改正する機関は日本銀行とする。	成十三法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第十一條第一項	利付国庫債券（二年）（第二百七回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條	昭和五十七年大蔵省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年四月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）	財務大臣 塩川 正十郎		

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三

初期
利子

平成十五年十月二十日を支払
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
の利子

毎年四月二十日及び十月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子を支払う。

十五

償還
金額

平成十七年四月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支所

十七

払込
期日

平成十五年四月二十一日